

【大宮盆栽村100周年に向けた研究ノート】 ②盆栽村の開発

8月号では盆栽村が開かれた大砂土村（現さいたま市北区）の土地がどのような場所であったのかを探ってみました。今号では開拓の詳細を振り返ってみたいと思います。

移住を先導した千駄木団子坂（現東京都文京区）の盆栽園・清大園の清水利太郎と、大砂土村在住の政治家・小島善作との間で交わされた「土地賃貸借契約書（証）」と、開拓時の経費の控え帳「盆栽村諸雑扣帳」が利太郎の子孫のもとに残されていました（※1）。この資料によって用地確保の経過と具体的な開拓の様子をうかがうことができます。

「土地賃貸借契約書」は、大正13年（1924）12月5日付の「大字土呂御嶽耕地及植嶽耕地」の山林・畑の契約書と、翌年7月1日付の「大字西本郷字定慶耕地所在」の山林の契約書の2通が残されています。前者は写し書きで「別紙目録」を欠いていますが、後者は印紙

が貼られた原本とみられ、賃借の対象となった土地の目録も付いています。どちらの契約書も「賃貸人代理兼賃借人」として小島善作、「賃借人」として清水利太郎が署名し、立合人として大砂土村の旧家が名前を連ねています。

契約書では、賃貸の目的を「盆栽類ヲ栽培陳列スル目的」とし、契約年の単位は5年間で、1年間の1反歩当たりの賃料は御嶽と植嶽の林が6円、畑が10円、定慶の山林は8円という価格でした。当初、盆栽村の構想に賛同した小島善作から無償貸借の提案もなされたようですが、破格の賃料で貸し出されたようです。7月1日の契約書には、大砂土村の9名の地主による17筆分の山林の目録が付いています。これを地番の記された同時期の地図に照らすと、現在「かえて通り」「さくら通り」と呼ばれる2本の通りに挟まれた南北に長い区画の一部が該当し、早い段階で開拓の鉄が入られたエリアが

「裁村小景」（※2）に著しており、散策の便を踏まえ、道路に敷き詰められていたようです。

昭和3年（1928）に盆栽村組合によって作られた「住民規約」でも、門戸を開け放つて庭が見られるようにすることや、囲いは生垣にしなればならないなどの決まりが示され、開放的な町作りが目指されたことが知られています。盆栽村は開発時から、盆栽園の来園者や観光客など外部の人が訪れることを想定し

判明します。清水利太郎の盆栽園・清大園はこの時に賃貸契約された区画のなかに開園しますが、清大園以外の土地も含まれています。この契約書からは、①土地の所有者は「筆」ごとに異なっていたが、賃借は小島善作と清水利太郎という地主と借地人の代表者間で行われた、②賃貸契約は一定の区画ごとに段階的に行われた、などの事実が確認できます。移住してくる盆栽園とその土地の地主が個別に契約をしたのではなく、組織的・計画的に進められたと言えるのです。

このことは「盆栽村諸雑扣帳」からもうかがえます。帳面に記されている大正14年5月から15年10月における経費の種類を表1に列挙しました。開拓は、道路や電柱、土管、街路樹などのインフラ整備と区画整備から始まりました。街路は「六間道路」と呼ばれる道幅10.6mの近代的なもので、災害対策やモータリゼーションの時代を見据えた先駆的なもので

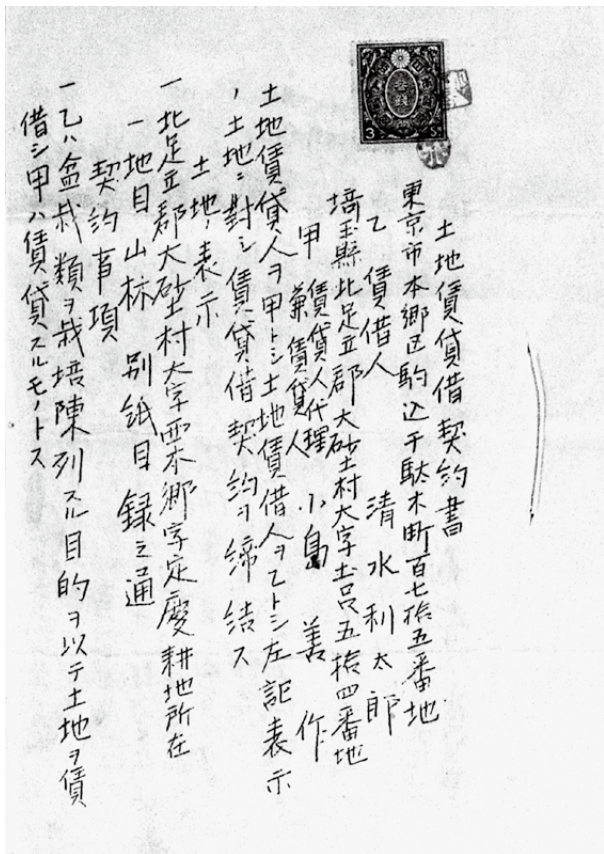
デザインされていたのではないでしょう。

今回の研究ノートでは、盆栽村開設の背景についても少し考えていくことに、盆栽村に入植してきた人々について眺めていきたいと思います。

（大宮盆栽美術館 主査 菅原千華）

※1当該資料は現在所在不明であるが、モノクロ写真がさいたま市立博物館に保管されている。

※2森於菟『解剖台に凭りて』昭和書房 昭和9年



大正14年7月1日「土地賃貸借契約書」
さいたま市立博物館蔵

表1 『盆栽村諸雑扣帳』に掲載された主な経費
(大正14年(1925)5月~大正15年10月)

- ・第1回と第2回の土地賃貸借契約の事務手数料
- ・立札・杭の代金と施工費
- ・道路開削と測量の施工費、境界石代金、電柱運搬費
- ・柿40本と20本の代金
- ・公園道路の土管代金
- ・事務方の埼玉県庁（浦和）までの運賃と昼食代
- ・道路と「境界十字入目標石」100本の代金
- ・「射撃場」通開の施工費
- ・立看板3本、平看板1枚の代金
- ・道路開墾と引きならしの施工費
- ・公園より「入口道路」開削の施工費
- ・柿と桜の道路端の植樹施工費
- ・「六間道路」40間分の施工費
- ・「カスガラ」の代金

※原文では、手間、人夫などと記してあるのを施工費と表記した。